

平成29年度大蔵村一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び大蔵村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 10 年条例第 1 号）第 7 条の規定に基づき、大蔵村一般廃棄物処理計画を定めるものである。

I 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

①燃やせるごみ	780 t	⑥牛乳パック	1 t
・収集委託業者搬入	690 t	⑦乾電池	0.1 t
・排出者直接搬入	90 t	⑧新聞紙	18 t
②燃やせないごみ	80 t	⑨雑誌	10 t
・収集委託業者搬入	35 t	⑩その他の紙類	1 t
・排出者直接搬入	45 t	⑪ダンボール	6 t
③空き缶	2 t	⑫粗大ごみ	2 t
④ペットボトル	4 t		
⑤びん	16 t		
(茶色・透明・その他)			

(2) 生活排水

①し尿	250 k l
②浄化槽汚泥	600 k l

II 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- (1) 村は、一般廃棄物の減量及び再資源化に関し、廃棄物減量等推進員を中心にした住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 村民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用の促進を図るとともに、廃棄物の分別収集に協力する。
- (3) 事業者は、事業活動にともなって発生するごみの削減とリサイクルに自ら積極的に取り組む。また、物の製造、加工及び販売等に際して、その製品及び容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにするとともに、その回収に努める。
- (4) 焼却施設の負担を軽減するため、分別収集の徹底を図る。
- (5) テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは、特定家庭用機器再商品化法により適正に処理する。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、排出者自らが責任を持って再資源化する。
- (6) レジ袋の削減を図るため、買い物袋を持参するマイバック運動の推進と商品の過剰包装の自粛を呼びかける。

Ⅲ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) ごみ

◎ごみ集積所(ステーション)へ排出するもの

- ①燃やせるごみ 週2回(4)
- ②燃やせないごみ 月1回(2)
- ③空き缶 月1回(2)
- ④ペットボトル 月1回(2)
- ⑤透明のびん 月1回(2)
- ⑥茶色のびん 月1回(2)
- ⑦その他の色のびん 月1回(2)
- ⑧牛乳パック 月1回(2)
- ⑨乾電池 月1回(2)
- ⑩古着 年8回【4,5,9,10月に2回】

◎資源ステーションへ排出するもの

- ⑩新聞紙 常時
- ⑪雑誌 常時
- ⑫段ボール 常時
- ⑬その他の紙類 常時

◎訪問回収により排出するもの

- ⑭粗大ごみ 5月～11月随時

※()は肘折地区

(2) 生活排水

- ◎し尿 申し込みにより随時
- ◎浄化槽汚泥 年1回

Ⅳ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) ごみ処理

①収集区域の範囲

・村内全域

ごみ集積所(ステーション) 69ヶ所
資源ステーション 1ヶ所

②収集・処理方法

ア、ごみ集積所へ出された燃やせるごみについては、委託業者により収集運搬し、最上広域市町村圏事務組合「エコプラザもがみ」において焼却する。

イ、ごみ集積所に出された燃やせないごみについては、委託業者により収集運搬し、最上広域市町村圏事務組合「リサイクルプラザもがみ」において適正処理する。

ウ、空き缶類は、ごみ集積所の指定コンテナに排出し、委託業者により収集運搬。「リサイクルプラザもがみ」において、資源物磁選機等によりアルミ、スチールに分別し、売却される。

エ、ペットボトルは、ごみ集積所の指定エコバック(網の箱)に排出し、委託業者によ

- り収集運搬。「リサイクルプラザもがみ」において圧縮保管し、売却される。
- オ、透明のびん、茶色のびん、その他の色のびんは、ごみ集積所の指定コンテナ（収納箱）へ色別に排出し、委託業者により収集運搬。「リサイクルプラザもがみ」においてカレット貯留し、売却される。
- カ、牛乳パックは、常設されている「資源ステーション」に排出者自ら排出するか、びん回収日にごみ集積所に排出し、委託業者により収集運搬して再資源化する。
- キ、乾電池類は、家電販売店の店頭に備え付けられている回収ボックス等に排出者自ら持ち込むか、燃えないごみ回収日に透明のビニール袋に入れてごみ集積所に排出し、委託業者により収集運搬して処理する。
- ク、粗大ごみ（可燃性、不燃性）については、「リサイクルプラザもがみ」へ排出者自ら直接搬入するか、電話申し込みによる予約制で委託業者が訪問回収し、「リサイクルプラザもがみ」へ運搬の上処理する。
- ケ、ダンボール、新聞紙、雑誌等については、常設の資源ステーションに排出者自ら排出し、契約業者が収集運搬し再資源化する。

③収集運搬委託業者

- ・燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ

大蔵村大字清水 1 5 1 0 番地 早坂 学

④許可業者

早坂 学	大蔵村大字清水 1 5 1 0 番地
(有) 最新清掃興業	新庄市金沢 1 8 0 7 番地
(株) マルミツ産業	新庄市大字福田字福田山 7 1 1 番地 1 6 2
(株) 殖成興産	戸沢村大字角川 3 1 1 番地

⑤収集しない廃棄物

テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン、パソコン、自動車・バイク、農機具、農業用ビニール、タイヤ、ドラム缶、廃油、農薬、コンクリート、ブロック、ガスボンベ、バッテリー等

(2) 生活排水処理

①生活排水処理計画

ア、下水道で処理する区域及び人口

- ・区域 大蔵村特定環境保全公共下水道
- ・処理計画人口 清水処理区 1,620人
肘折処理区 3,000人（入湯客含）

イ、合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口

- ・区域 特定環境保全公共下水道の区域外全域
- ・処理計画人口 1,774人

②収集区域の範囲

村内全域

③収集方法

し尿 許可業者により収集

浄化槽汚泥 許可業者により収集

④許可業者

(有) 最新清掃興業 (し尿・浄化槽汚泥) 新庄市金沢 1 8 0 7 番地

V 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ

①中間処理施設

ア、燃やせるごみの焼却処理施設

施設名 最上広域市町村圏事務組合「エコプラザもがみ」

所在地 最上郡鮭川村大字川口字泉川前山 2 7 5 6 番地 2 7

型式 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)

公称能力 9 0 t / 日 (4 5 t × 2 炉) / 日

イ、燃やせないごみ、資源ごみの処理施設

施設名 最上広域市町村圏事務組合「リサイクルプラザもがみ」

所在地 最上郡舟形町富田字桧原沢 3 4 7 1 番地 3 1

公称能力 4 2 t / 5 h

②最終処分施設

施設名 最上広域市町村圏事務組合「リサイクルプラザもがみ」

所在地 最上郡舟形町富田字桧原沢 3 4 7 1 番地 3 1

処理概要 埋立面積 2 1, 2 0 0 m²、埋立容量 1 9 7, 0 0 0 m³、

処理方式 サンドイッチ工法

(2) 生活排水 (し尿・浄化槽汚泥)

①中間処理施設

施設名 最上広域市町村圏事務組合「もがみクリーンセンター」

所在地 新庄市大字本合海白ヶ沢 1 1 0 4 - 5 8

型式 膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度処理

公称能力 7 9 k l / 日

②最終処分施設

焼却残渣は埋立処分として適正処理する。

施設名 最上広域市町村圏事務組合「リサイクルプラザもがみ」

所在地 最上郡舟形町富田字桧原沢 3 4 7 1 番地 3 1

処理概要 埋立面積 2 1, 2 0 0 m²、埋立容量 1 9 7, 0 0 0 m³、

処理方式 サンドイッチ工法